（試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正）

第十五条　試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三号中「当該事故」を「設計基準事故」に改める。

第十三条の二の見出し及び同条第一項中「溢水」を「溢水」に改める。

第十八条中「廃棄しうる」を「廃棄し得る」に改める。

第二十五条第二項第二号及び第三号中「堰」を「堰」に改める。

第四十六条第二項中「防止しうる」を「防止し得る」に改め、同条第三項中「廃棄しうる」を「廃棄し得る」に改める。

第十六条　再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の六（見出しを含む。）中「溢水」を「溢水」に改める。

第七条第九号ロ中「堰」を「堰」に改める。

第九条第三号中「維持しうる」を「維持し得る」に改める。

第十三条第一項中「受入れ施設」を「受入施設」に改める。

（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第十七条　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「ピット処分」を「ピット処分」に、「受入れ計画」を「受入計画」に改める。

第二条第一項第二号ロ(2)中「第二種廃棄物埋設施設の安全性」を「廃棄物埋設施設の安全性」に改め、同号ホ中「受入れ施設」を「受入施設」に改め、同号ホ(3)中「最大受入れ能力」を「最大受入能力」に改め、同項第四号中「第十七条」を「第十七条第一項」に改める。

第三条第一項第一号中「第十七条」を「第十七条第一項」に改める。

第六条第一項第一号中「、第六条の三」を削り、同項第二号中「。以下この号において同じ。」を削り、同項第四号中「充てん」を「充塡」に、「空げき」を「空隙」に改め、同条第二項第四号中「第三号」を「前号」に改める。

第八条第二項第七号中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第三項中「第二項第二号」を「前項第二号」に改め、同項第二号中「前条」を「前条第一項」に改める。

第九条中「当該申請に係る」を削る。

第十三条第一項の表第十二号ロ中「者への」の下に「同項第五号イ及びロに規定する」を加え、同表第十四号中「以下同じ。」を削る。

第十五条第三項第三号中「あつては」を「あつては」に、「同法同条第三項」を「同条第三項」に改める。

第十八条第一項第二号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同項第九号中「以下同じ。」を削る。

第十九条第七号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同号ハ中「ふた」を「蓋」に改め、同条第九号イ中「き裂」を「亀裂」に改める。

第十九条の三第一項の表第九号中「第十号」を「次号」に改める。

第二十条第三項中「第二項」を「前項」に改める。

第二十条の二第二項第一号中「工場若しくは」を削る。

第二十一条第一項第三号中「第十七条」を「第十七条第一項」に改める。

第二十二条の三第二項第一号中「工場若しくは」を削る。

第二十二条の七第三項、第二十二条の八第三項、第二十二条の十一第三項及び第二十二条の十三第三項中「、写し」を「及び写し」に改める。

第二十二条の十五中「の規定により、法第五十一条の二十六第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更」を削る。

第二十二条の十七中「以下」を削り、同条第三号中「遮へい機能」を「遮蔽機能」に改め、同条第八号中「かぎ」を「鍵」に改め、同号イ中「堰」を「堰」に改める。

第二十七条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正）

第十八条　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「受入れ施設」を「受入施設」に改める。

第二条第一項第二号ニ(3)中「最大受入れ能力」を「最大受入能力」に改め、同条第二項第一号ロ中「予定受入れ量」を「予定受入量」に改める。

第三条第二項第一号ロ中「予定受入れ量」を「予定受入量」に改める。

第六条中「法第五十一条の七第一項」を「同条第一項」に、「放射線しやへい物」を「放射線遮蔽物」に改める。

第七条第一項中「規定により、特定廃棄物管理施設の工事（第十一条に規定する特定廃棄物管理施設であつて溶接をするものの溶接を除く。）及び性能について検査」を「検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下「使用前検査」という。）」に改める。

第八条中「法第五十一条の八第一項の」及び「（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下同じ。）」を削る。

第九条の三中「（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）」を削る。

第十条中「法第五十一条の八第一項の」、「（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）」及び「当該申請に係る」を削る。

第十三条中「溶接検査」を「検査」に改める。

第十四条第一号中「第二条第一項第二号チ」を「第二条第一項第二号ト」に改める。

第十六条の二第二項中「第十六条第一項」を「前条第一項」に改める。

第十七条中「溶接検査（」を「検査（」に改める。

第十九条第一項中「規定により令第三十五条第二号に掲げる特定廃棄物管理施設の性能について検査」を「検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下「施設定期検査」という。）」に改める。

第二十一条中「法第五十一条の十第一項の」及び「当該申請に係る」を削る。

第二十六条第一項の表第一号イ中「法第五十一条の八第一項の規定による」を削り、同号ロ中「法第五十一条の十第一項の規定による」を削り、同号ハ中「施設定期自主検査」を「検査」に改め、同表第十号ロ中「者への」の下に「同項第五号イ及びロに規定する」を加え、同表第十二号中「以下同じ。」を削る。

第二十七条第一号イ中「さく」を「柵」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同条第二号ロ中「さく」を「柵」に改める。

第二十八条第三項第三号中「あつては」を「あつては」に、「同法同条第三項」を「同条第三項」に改める。

第三十条第一項第三号中「較正」を「較正」に改め、同条第二項中「法第五十一条の二十五第三項」を「同条第三項」に改める。